景観形成基準適合チェックリスト(表面)：建築物の建築等

市役所前榎町通り景観形成重点地区

届出者氏名		行為地	

詳細項目	景観形成基準との適合について（各欄の□にチェックし、必要事項を記入してください。）
事前相談	□事前相談を実施した。
A. 配置	①□建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面の市役所前榎町通りの道路境界線までの距離：（＿＿＿＿m）※０．５m以上とする。
	②□まちなみの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和する配置とする。
B. 高さ	①□建築物の地盤面からの高さ：（＿＿＿＿＿）m ※階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の高さ及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物の高さを含んで５０m以下とする。（避雷針を除く。）
C. 形態意匠	①□まちなみの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和するデザインとする。
	②□壁面に変化をもたせるなど、威圧感をできる限り軽減させる。
D. 色彩	①□落ち着きのある色彩とし、周辺のまちなみや自然との調和を図る。
	②□壁面のベースカラー（見付面積（鉛直投影面積）の８５%以上）は、R，YR，Yの場合は彩度４以下、その他の色は彩度２以下、無彩色は明度１～９．５とする。 （壁面のベースカラー：色相＿＿＿＿、明度＿＿＿＿、彩度＿＿＿＿） ※「景観計画区域内行為届出書別紙１」参照 □色彩基準の適用除外に該当する。
	③□壁面のアクセントカラーは、色相・明度・彩度の上限及び下限規定は設けないが、見付面積の１５%以内とする。 （壁面のアクセントカラーの割合：＿＿＿%）※「景観計画区域内行為届出書別紙１」参照 □色彩基準の適用除外に該当する。
	④□壁面のアクセントカラーにおいて純色（もっとも彩度が高い色）は見付面積の５%以内とする。（壁面の純色割合：＿＿＿%）※「景観計画区域内行為届出書別紙１」参照 □色彩基準の適用除外に該当する。
E. 屋根・屋上	①□ペントハウス等を設ける場合は建築物本体と一体的な意匠とし、すっきりとした屋上となるよう努める。 □ペントハウス等を設けない。
	②□屋上設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等により適切な覆いで隠すよう努める。 □屋上設備を設置しない。
	③□屋上緑化による緑の創出に努める。
	④□まちなみに配慮し、周囲と調和する形態・素材・色彩とする。
	⑤□勾配屋根の色彩は、マンセル値（明度６以下、彩度４以下）とするよう努める。 （勾配屋根の色彩：色相＿＿＿＿、明度＿＿＿＿、彩度＿＿＿＿） ※「景観計画区域内行為届出書別紙１」参照 □勾配屋根ではない。 □色彩基準の適用除外に該当する。
F. 屋外階段	①□建築物本体と一体化させる、又は建築物本体と調和する色彩・デザインとする。 □屋外階段を設けない。
G. バルコニー	①□建築物本体との調和を図り、洗濯物等が通りから見えにくい形態や意匠とするよう努める。 □バルコニー等を設けない。

※裏面に続く

景観形成基準適合チェックリスト(裏面)：建築物の建築等

市役所前榎町通り景観形成重点地区

詳細項目	景観形成基準との適合について（各欄の□にチェックし、必要事項を記入してください。）
H. 駐輪場、 駐車場	①□屋外駐車場及び屋外駐輪場は、植栽等により公共の空間からの見え方に配慮する。 □立体駐車場は、周囲の建物と一体感のある色彩・デザインにするよう努め、周辺との調和に配慮する。 □駐輪場・駐車場等を設けない。
Ⅰ. 建築設備	①□給排水管やダクト等は外壁面に露出させないように設置する。 □やむをえず給排水管、ダクト等を外部に露出する場合は外壁と同一の色調とし、目立たないよう努める。
	②□空調室外機や電源・水源用設備等の屋外施設は、公共の空間から見えにくいよう設置場所を工夫し、目隠しを施す等目立たないよう努める。
J. 照明装置	①□敷地から出ないよう設置場所を工夫し、出来る限り点滅しないものを使用する。 □照明装置を設けない。
	②□照射角度は、歩行者や通行車両等に影響がないよう配慮する。 □照明装置を設けない。

景観形成のために具体的に配慮した事項について（詳細項目内の番号を利用して記入してください。）

受付番号　　－　　号

景観形成基準適合チェックリスト：

工作物の建設等・土地の形質の変更・木竹の伐採・物件の堆積

市役所前榎町通り景観形成重点地区

届出者氏名		行為地	

詳細項目	景観形成基準との適合について（各欄の□にチェックし、必要事項を記入してください。）
事前相談	□事前相談を実施した。
A. □工作物	①□工作物の地盤面からの高さ：（＿＿＿＿＿＿）m ※５０m以下とする。（避雷針部分を除く。）
	②□まちなみと調和した素材や色彩を使用するよう努める。
	③□周囲に与える突出感を軽減するよう形状・配置・大きさなどに配慮する。
	④□照明装置は敷地から出ないよう設置場所を工夫し、出来る限り点滅しないものを使用する。 □照明装置を設けない。
	⑤□照明装置の照射角度は、歩行者や通行車両等に影響がないよう配慮する。 □照明装置を設けない。
B. □土地の形質の変更	①□できる限り現況の地形に沿った変更とし、やむを得ない場合でも法面や擁壁の規模を抑えて穏やかな勾配とするよう努める。
	②□法面や擁壁については、周辺景観と調和するような形態や材料とし、周囲を含めた緑化に努める。
	③□良好な樹林、樹木、河川及び水辺等は極力保全するよう努める。
C. □木竹の伐採	①□大規模な木竹の伐採は可能な限り避ける。 やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限にとどめるよう努める。
	②□生態系に配慮する。
D. □物件の堆積	①□公共の空間から見えにくいよう配置を工夫するとともに、可能な限り低くし、整然かつ威圧感のないよう堆積する。
	②□堆積させた物件を遮蔽する場合は、道路等の公共の空間から容易に眺め見ることのできないよう、植栽の実施や木塀の設置等により、まちなみとの調和に配慮する。

景観形成のために具体的に配慮した事項について（詳細項目内の番号を利用して記入してください。）

受付番号　　－　　号